令和8年度
美瑛町定住住宅取得助成制度
ご案内

美瑛町住民生活課移住定住推進室
TEL　0166-74-6171
Email　iju-teiju@town.biei.hokkaido.jp

美瑛町定住住宅取得助成について

この制度は、美瑛町への移住及び定住を促進するため、美瑛町内に新たに住宅を取得した方に対し費用の一部を助成し、定住人口の増加と町の活性化を図ることを目的としています。

助成対象者

1. 自らの居住の用に供するため、また永住する意思を持って町内に新たに住宅を取得（住宅を新築すること又は購入することをいう。）した者（住宅が共有名義の場合はその世帯主）。
2. 取得した住宅において本町の住民基本台帳に登録されている者
3. 対象者及び居住する全ての者に町税等の滞納がない者
4. 助成金の交付を受けた日以後、本町に定住する者
5. 地域の町内会組織等に加入する意思がある者
6. 助成金の交付を既に受けていない者
7. 本町において過去に住宅を所有したことのない者
8. 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年美瑛町条例第 19 号）第２条第１項に規定する暴力団関係者ではない者

助成対象住宅

1. 玄関、トイレ、台所、浴室及び居室等を有し、居住利用上の独立性を有する延べ面積 60 ㎡以上のもの
2. 住宅の購入費用（その土地の購入費用を含む）が 100 万円以上であるもの
3. 住宅を三親等内の親族以外の者から購入したもの
4. 町内における住宅の建て替えでないもの

必要書類

1. 世帯全員の住民票の写し
2. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第７条第５項又は第７条の２第５項に規定する検査済証の写し
3. 住宅に係る建物の登記事項証明書の写し（所有権保存）
4. 契約書及び住宅の新築又は購入に要した費用が分かる書類の写し
5. 世帯全員の町税等に滞納がないことを証する書類
6. 住宅の平面図及び立面図
7. 地域材を使用した新築住宅の提出書類（該当する場合のみ）

⑴ 地域材使用箇所を明らかにした平面図、立面図、各伏図等
⑵ 町内で伐採された木材として確認できる書類（産地証明書等）
⑶ 地域材購入に係る請求書の写し（購入材数量内訳含む）
⑷ 地域材を使用している箇所が確認できる写真（建築材として使用した場合は、施工中の写真）
⑸ その他必要な書類

助成金額

【基本助成】住宅取得金額の 10%・Be コインで助成
（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
上限額：新築※1　50 万円、中古住宅購入　30 万円

【加算助成】現金で助成
1. 転入者加算※2　20 万円
2. 子育て世帯加算※3　１人につき 10 万円
3. 町内業者加算※4　１００万円（新築に限る。）
4. 地域材使用加算※5　上限１００万円

※１新築とは、住宅が建っていない土地、もしくは建築物を除却した後に更地となった状態の土地に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、その他関係法令において適法な住宅を建てる（建売住宅の購入を含む）ことをいい、かつ建築後、人の居住の用に供したことのない状態のことをいう。ただし、建築工事の完了の日から起算して 1 年以上経過したものを除く。
※２転入者とは、転入の日から住宅に入居した日までの期間が 3 年未満の者かつ転入の日前において、連続する 10 年間本町の住民基本台帳に登録されたことのない者をいう。
※３子育て世帯とは、当該住宅に入居した日（住所を移した日）において、出生から 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者を養育している世帯をいう。
※４町内業者とは、美瑛町内に本店を有する建設業者をいう。
※５地域材とは、美瑛町内の森林から産出した原木を建築用製材及び集成材に加工された木材をいう。加算金額は、地域材の購入に要した費用に 100 分の 50 を乗じて得た額（補助金の額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。

申請の手続き

美瑛町住民生活課移住定住推進室に備え付けの様式に、必要書類を添えて申請してください。

１．助成金を受けることができるのは１世帯につき１回までです。

２．住宅を取得した日（新築の場合は登記日、中古住宅を購入した場合は売買契約日、又は所有権移転登記日のうちいずれか遅い日）から１年以内に申請してください。

３．審査委員会において審査の結果、交付決定されます。

助成金の取り消し

助成対象者が次に該当した場合、助成金の全部又は一部が取り消されます。

１．不正な手段により助成金を受けたとき

２．助成金を他の用途に使用したとき

３．助成金交付の条件に違反したとき

【問い合わせ先】

住民生活課移住定住推進室

美瑛町本町４丁目６番１号

（電話）0166-74-6171

（ＦＡＸ）0166-92-4414

（E メール）iju-teiju@town.biei.hokkaido.jp